

知的財産権に関する補助制度について

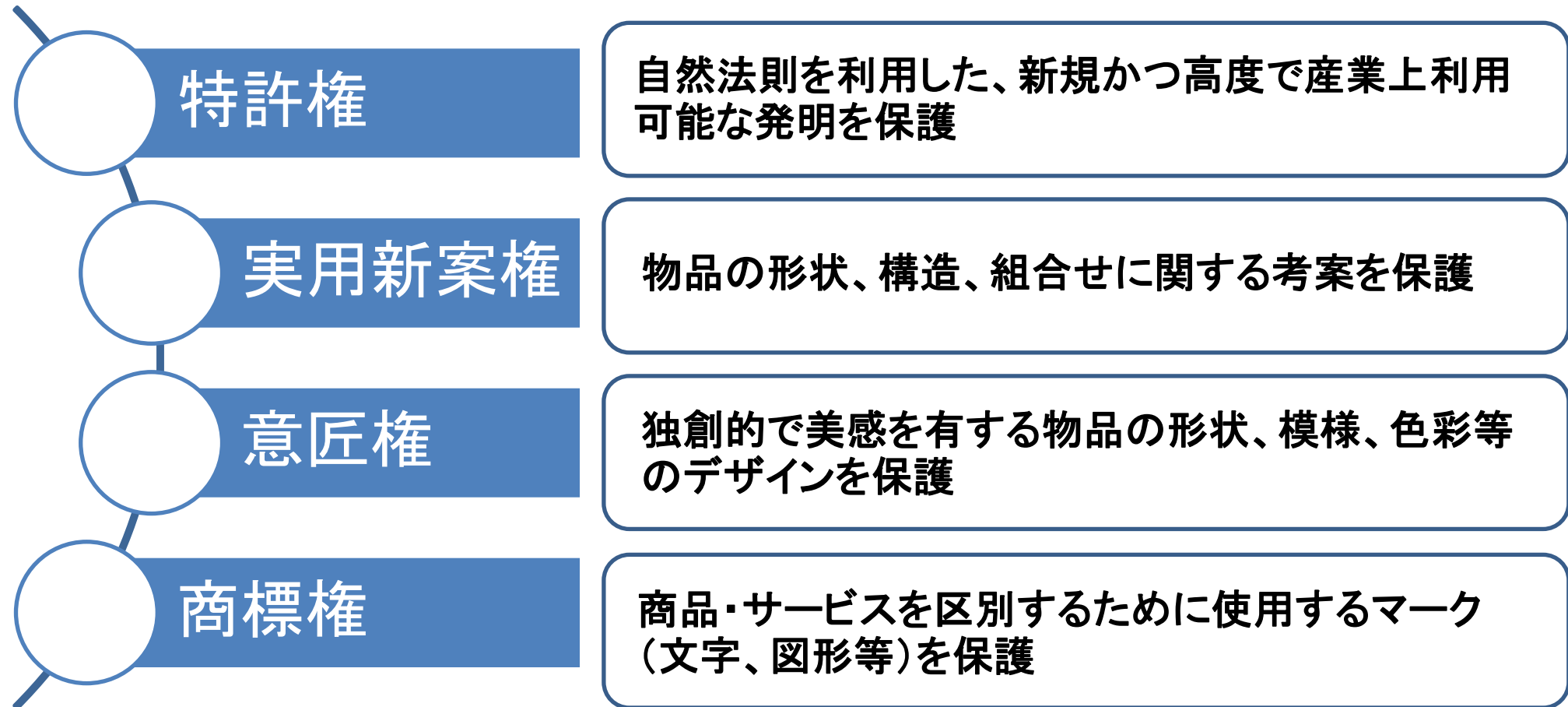
吉川国際特許事務所

目次

- I. はじめに
- II. 特許庁による助成制度
 - I. 国内出願
 - ✓ 特許料等の減免制度
 - － 新減免制度の措置内容および対象者
 - － 減免申請方法
 - II. 国際出願
 - ✓ 国際出願促進交付金
 - － 交付金制度の措置内容および対象
 - － 交付申請方法
 - ✓ 国際出願に係る手数料の軽減措置
 - － 軽減措置の内容および対象
 - － 軽減申請方法
- III. その他機関による助成制度
 - I. JETRO
 - ✓ 外国出願費用の助成
 - II. 地方公共団体
 - ✓ 大阪府の例
- IV. その他助成制度および参考情報

I はじめに

はじめに — 知的財産権の種類



はじめに — 補助制度の背景

知的財産権の取得は重要だけど...

海外では特に
高額



中小規模の事業者を対象に特許料等の
減免制度、国際出願の補助制度があります

はじめに ― 中小規模の事業者の定義

会社の場合は次の従業員数または資本条件を、
個人事業主の場合は次の従業員数を満たす事業者

識別	業種	常時使用する 従業員数	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (口からトまでに掲げる業種を除く)	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業 (へ及びトに掲げる業種を除く)	100人以下	5,000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下

はじめに ― 中小規模の事業者の定義

組合の場合は次に該当する事業者であること

識別	組合
チ	企業組合
リ	協業組合
又	事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会
ル	農業協同組合 農業協同組合連合会
ヲ	漁業協同組合 漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合 水産加工業協同組合連合会
ワ	森林組合 森林組合連合会
力	商工組合 商工組合連合会
ヨ	商店街振興組合 商店街振興組合連合会
タ	消費生活協同組合 消費生活協同組合連合会
レ	酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会※

※各種条件あり

はじめに ― 中小規模の事業者の定義

NPO法人の場合は次の従業員数を満たす事業者であること

識別	業種	常時使用する 従業員数
ソ	小売業	50人以下
	卸売業又はサービス業	100人以下
	以上の業種以外の業種 (小売業、卸売業及びサービス業以外の業種)	300人以下

Ⅱ 特許庁による助成制度

- ✓ 国内出願特許料等の減免制度
- ✓ 国際出願促進交付金
- ✓ 国際出願に係る手数料の軽減措置

新減免制度の措置内容および対象者

2019年4月1日以降に審査請求をした場合には、新法による減免制度に基づき、
審査請求料・特許料(1～10年分)に係る減免の適用が判断されます。

減免対象者	特許		実用新案
	審査請求料	特許料	
中小企業(会社, 個人事業主, 組合・NPO法人) 研究開発型中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人) 法人非課税中小企業(法人) アカデミック・ディスカウント(大学等、大学等の研究者) 独立行政法人 公設試験研究機関を設置する者 地方独立行政法人 承認TLO 試験独法関連TLO	1/2に軽減	第1年分～第10年分を 1/2に軽減	-
中小ベンチャー企業(法人・個人事業主) 小規模企業(法人・個人事業主)	1/3に軽減	第1年分～第10年分を 1/3に軽減	-
個人(市町村民税非課税者等)	免除又は 1/2に軽減	第1年分～第3年分: 免除又は1/2に軽減 第4年分～第10年分: 1/2に軽減	技術評価請求 料: 免除又は 1/2に軽減 登録料(第1年 分～第3年 分): 免除又は 3年間猶予
福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づき 事業を行う中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/4に軽減	第1年分～第10年分を 1/4に軽減	-

減免申請方法

(1) 申請方法

減免申請書・証明書類の提出が不要となり、
「出願審査請求書」又は「特許料納付書」の【特記事項】欄に
「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」を記載する

※補正等により増加した請求項の分も出願審査請求料の減免申請が可能

(2) 納付

減免後の金額を納付

減免申請方法

記載例

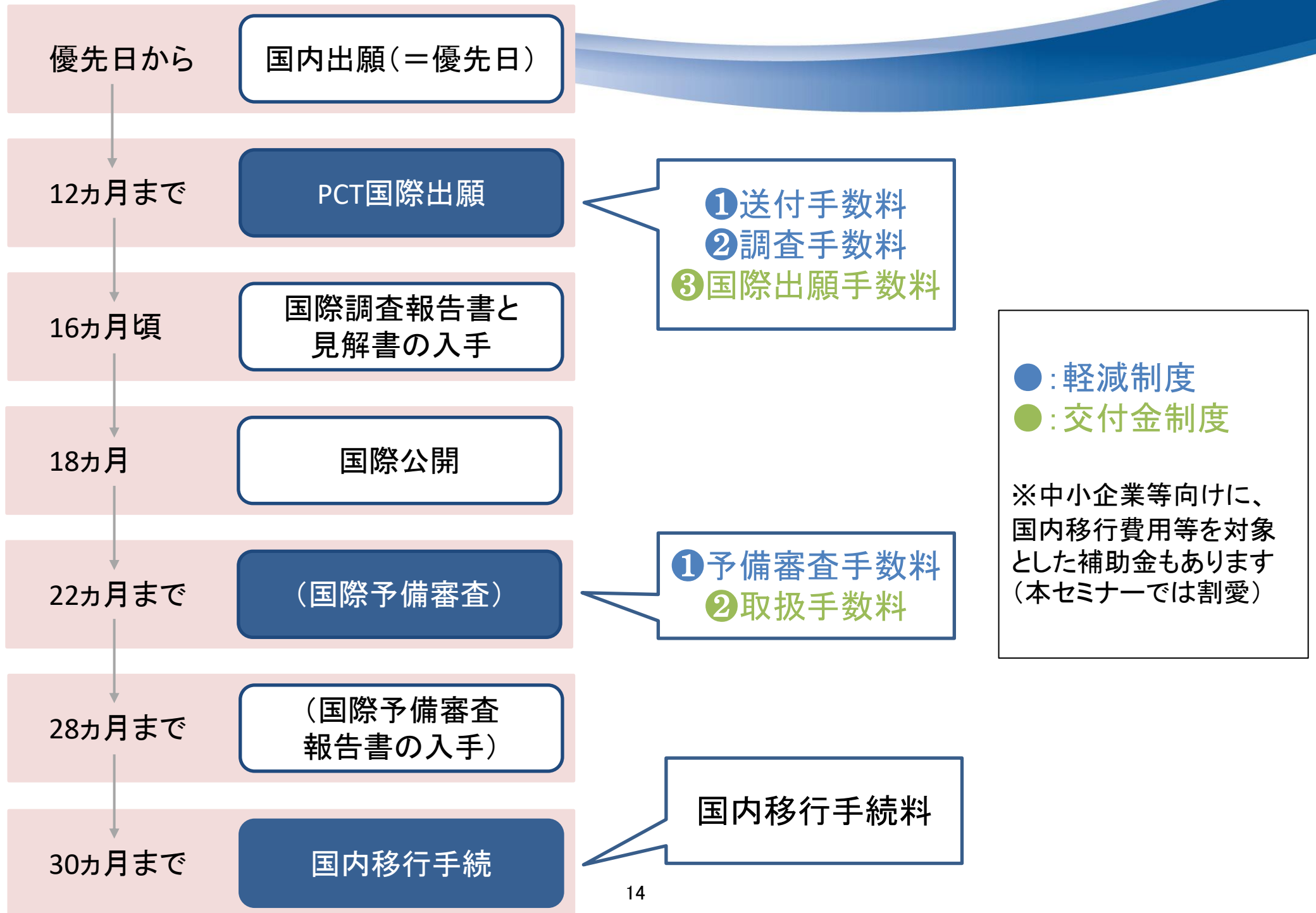
【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	1
【請求人】 *1	
【識別番号】	123456789
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	〇〇〇〇〇

【手数料に関する特記事項】 *2 特許法施行令第10条第〇号〇に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

Ⅱ 特許庁による助成制度

- ✓ 国内出願特許料等の減免制度
- ✓ 国際出願促進交付金
- ✓ 国際出願に係る手数料の軽減措置

PCT国際出願の流れと料金支援制度



PCT国際出願に係る料金

- 弊所では特許・意匠・商標・実用新案と幅広く取り扱っております。また豊富かつ強固なネットワークを駆使し、海外への出願(PCTルート・パリルート)もサポートさせて頂いております。
- 意匠・商標・実用新案・海外への出願につきましては案件ごとに料金が大きく変動いたします。そのため料金表の掲載は差し控えさせて頂いておりますが、お見積り相談を無料で承っております。お気軽に、ホームページお問い合わせフォーム・お電話・メールにて、お問い合わせください。

吉川国際特許事務所

大阪本部: 〒534-0024 大阪市都島区東野田町1-20-5大阪京橋ビル 4F

Tel: 06-6356-8885 (大阪)

HP: <https://yoshikawa-pat.com/>

Mail: yoshikawa@e-patent.jp

2019年4月1日以降に受理された**国際出願に係る手数料(国際出願手数料、予備審査取扱手数料)**について、**国際出願促進交付金**が交付されます。

交付対象者	国際出願手数料	予備審査取扱手数料
中小企業(会社, 個人事業主, 組合・NPO法人) 研究開発型中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人) アカデミック・ディスカウント(大学等、大学等の研究者) 独立行政法人 公設試験研究機関を設置する者 地方独立行政法人 承認TLO 試験独法関連TLO	1/2を交付	1/2を交付
中小ベンチャー企業(法人・個人事業主) 小規模企業(法人・個人事業主)	2/3を交付	2/3を交付
福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づき事業を行う中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)	3/4を交付	3/4を交付

(1) 申請期間

<国際出願手数料の場合>

国際出願番号及び国際出願日の通知書の発送後かつ、国際出願手数料を全額納付した日から6月以内

<予備審査取扱手数料の場合>

国際予備審査請求書の受理通知書の発送後かつ、取扱手数料を全額納付した日から6月以内

(例) 4月15日に国際出願・国際出願手数料を全額納付し、4月23日に国際出願番号及び国際出願日の通知書が発送された場合



(2) 申請方法

申請期間内に、**国際出願促進交付金交付申請書**に必要事項を記入し、
特許庁出願課国際出願室受理官庁に**持参または郵送**

※オンライン申請は不可

※共同出願の場合も、交付申請書は各1通の申請

※特許庁出願課国際出願室受理官庁：〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

(3) 交付金の交付

申請書の記載内容に不備などがなければ、概ね1か月後に
『国際出願促進交付金交付決定通知書』にて申請書審査結果を通知
申請許可が下りれば交付金支払い

国際出願促進交付金交付申請書の記載例

記載例

黄色のセル:セル選択時に表示される▼を押し候補から選択するセル
水色のセル:必要事項を直接入力するセル

国際出願促進交付金交付申請書

特許庁長官 殿

申請者 住所 東京都千代田区霞が関3-4-3
特許ビル8階

名称 株式会社東京製作所 印

代表者 特許 太郎

代理人 住所 東京都千代田区四番町8番地
実用ビル1006

名称 特許業務法人国際特許事務所 印

代表者 国際 太郎

国際出願促進交付金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、国際出願促進交付金の交付について、同条第5項に基づき交付申請に関する誓約事項について同意の上、下記のとおり申請します。

特許庁記入欄

受付番号

特許 号

2020 年 4 月 15 日

記入日を記載

記

1. 出願概要

国際出願番号	PCT/JP 2020 / 999999
国際出願日	2020 年 4 月 1 日
交付対象手数料	国際出願手数料
納付済金額	110,900 円

「第〇号」及び「細分」(イロハ…)を
申請要件として選択

2. 出願人構成

氏名又は名称	持分割合	申請要件
株式会社東京製作所	— / —	☐ 無 ☒ 有 第1号 イ (交付割合 1/2)

「普通」又は「当座」を選択

3. 振込先口座

金融機関名	口座種別	特許	銀行	霞が関	支店	普通
口座番号	1 2 3 4 5 6 7					
(フリガナ)	トッキョキョウムホウジンコクサイトッキョシムシヨ					
口座名義人	特許業務法人国際特許事務所					
連絡先	TEL	03	-	1234	-	5678

・銀行の場合
口座番号(通常7桁)を左詰めで入力
7桁未満の場合は冒頭に0を補う
・ゆうちょ銀行の場合
「記号(5桁)ー番号(8桁)」を入力

Ⅱ 特許庁による助成制度

- ✓ 国内出願特許料等の減免制度
- ✓ 国際出願促進交付金
- ✓ 国際出願に係る手数料の軽減措置

2019年4月1日以降に受理された日本語の**国際出願に係る手数料(送付手数料、調査手数料、予備審査手数料)の軽減措置**が講じられます。

軽減対象者	送付・調査手数料	予備審査手数料
中小企業(会社, 個人事業主, 組合・NPO法人) 研究開発型中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人) アカデミック・ディスカウント(大学等、大学等の研究者) 独立行政法人 公設試験研究機関を設置する者 地方独立行政法人 承認TLO 試験独法関連TLO	1/2に軽減	1/2に軽減
中小ベンチャー企業(法人・個人事業主) 小規模企業(法人・個人事業主)	1/3に軽減	1/3に軽減
福島復興再生特別措置法の認定重点推進計画に基づき事業を行う中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/4に軽減	1/4に軽減

(1) 申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、特許庁出願課国際出願室受理官庁に、
必要事項を記載した軽減申請書を書面またはオンラインで添付

※共同出願の場合も、交付申請書は各1通の申請

※申請書には軽減適用後の額を記載

※特許庁出願課国際出願室受理官庁：〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

(2) 支払い

軽減後の手数料額を納付

軽減申請書の記載例

【書類名】 手数料軽減申請書（調査手数料等）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願日】 15. 04. 2019

【書類記号】 ○○○○○○○○○○○○○

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】 株式会社東京製作所

【氏名又は名称（英語）】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関○-○-○

【あて名（英語）】 ○-○-○, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

【手数料軽減に関する内容】 特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。※1

【代理人】 ※2

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】 特許 次郎

【氏名又は名称（英語）】 TOKKYO Jiro

【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関○-○-○

【あて名（英語）】 ○-○-○, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

※1 対象者別の根拠条文は次頁一覧をご参照ください。（対象者別の要件詳細は、一覧の対象者名に設定されているリンクからご確認ください。）

※2 代理人によって手続を行わない場合は、【代理人】の欄を設ける必要はありません。

【書類名】 手数料軽減申請書（予備審査手数料）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/JP20XX/000000

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】 株式会社東京製作所

【氏名又は名称（英語）】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関○-○-○

【あて名（英語）】 ○-○-○, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

【手数料軽減に関する内容】 特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。※1

【代理人】 ※2

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】 特許 次郎

【氏名又は名称（英語）】 TOKKYO Jiro

【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関○-○-○

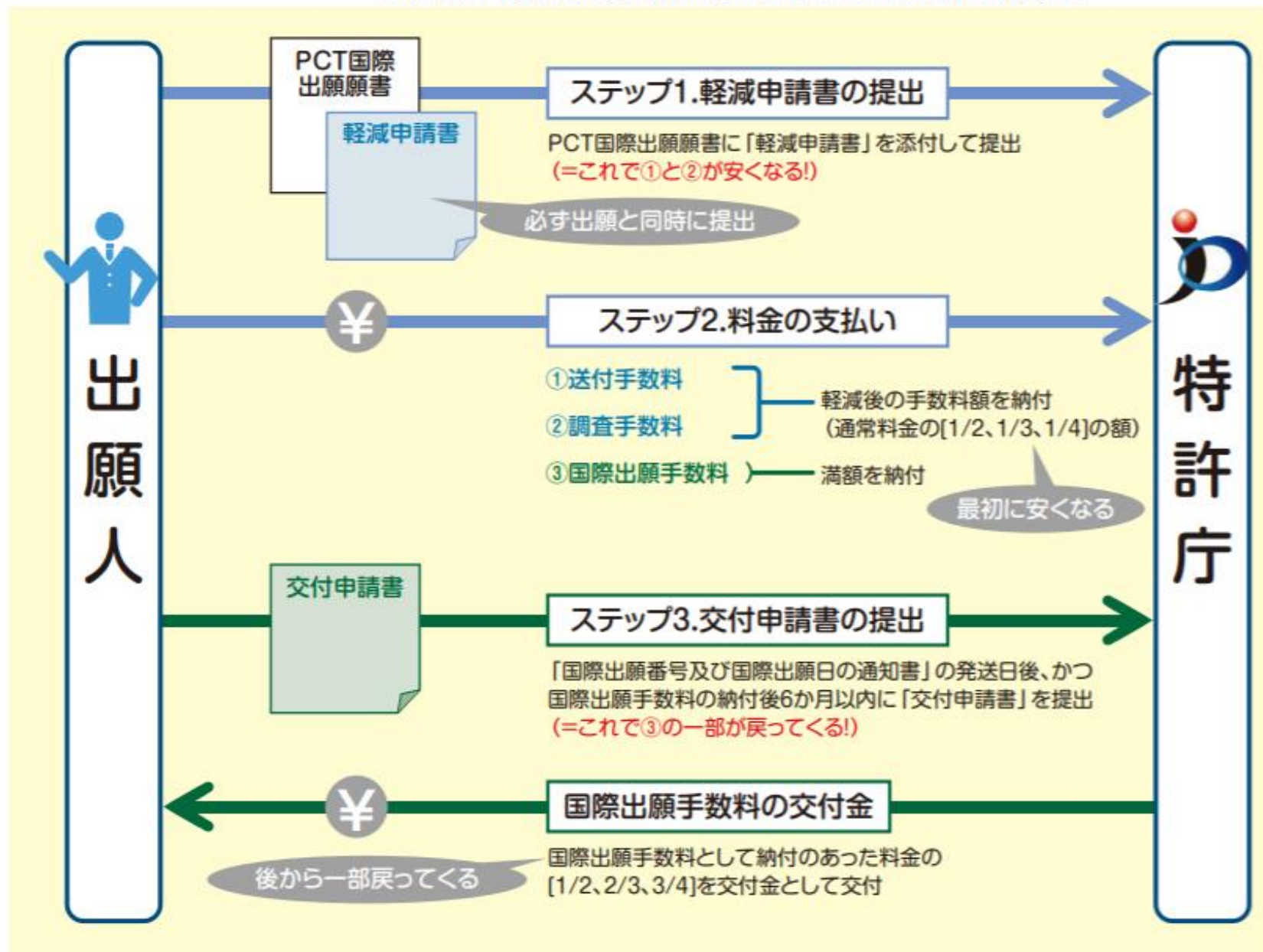
【あて名（英語）】 ○-○-○, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

※1 対象者別の根拠条文は次頁一覧をご参照ください。（対象者別の要件詳細は、一覧の対象者名に設定されているリンクからご確認ください。）

※2 代理人によって手続を行わない場合は、【代理人】の欄を設ける必要はありません。

まとめ <PCT国際出願> ※国際予備審査請求についてはP5の6.参照

- ①送付手数料
 - ②調査手数料
 - ③国際出願手数料
- 納付する段階で、安くなります。
- 一旦満額納付します。
その後の申請で所定の割合が交付金として交付されます。



Ⅲ その他機関による助成制度

✓ JETRO

✓ 地方公共団体

JETRO —外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)

(1)概要:

中小企業等に対し、外国出願に要する経費の一部を補助金として交付する

(2)公募受付期間:6月中旬～7月中旬ごろ(本年度は未決定)

(3)助成金額と補助率

補助率:助成対象経費の2分の1以内で1企業あたり上限300万円(複数案件の場合)

案件ごとの上限額:特許:150万円／実用新案・意匠・商標:60万円／冒認対策商標:30万円

※上記の補助上限額の範囲内で、1種別あたり5案件まで申請が可能

(4)補助対象経費

外国特許庁等への出願手数料:出願手数料、PCT国際出願に係る各指定国への移行時の手数料(日本国移行に係る費用は除く)、商標のマドプロ出願の出願手数料、意匠のハーグ出願の出願手数料、外国特許庁等への出願料と同日に支払う費用

代理人(弁理士)費用:外国出願に係る国内代理人費用、現地代理人費用、銀行振込・送金手数料及び振込に要する費用、出願国の制度上、出願に必要なことが認められる経費

翻訳費用

JETRO —外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)

各地域における軽減例

中国

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁+ 現地代理人 費用)	約20.5万円	約7.5万円	約10万円
国内代理人 費用	約18万円	約10.5万円	約8万円
翻訳費用	約28万円	-	-
合計	約66.5万円	約18万円	約18万円
自己負担	約33.3万円	約9万円	約9万円

韓国

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁+ 現地代理人 費用)	約21万円	約7万円	約15万円
国内代理人 費用	約17.5万円	約7万円	約12万円
翻訳費用	約17万円	-	-
合計	約55.5万円	約14万円	約27万円
自己負担	約27.8万円	約7万円	約14万円

台湾

	特許	商標 (直接出願)
現地費用 (現地庁+ 現地代理人 費用)	約15万円	約8万円
国内代理人 費用	約23万円	約8万円
翻訳費用	約30万円	-
合計	約68万円	約16万円
自己負担	約34万円	約8万円

米国

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁+ 現地代理人 費用)	約28万円	約13万円	約15万円
国内代理人 費用	約23万円	約10万円	約13万円
翻訳費用	約42万円	-	-
合計	約93万円	約23万円	約28万円
自己負担	約46.5万円	約11.5万円	約14万円

欧州

	特許	商標 (直接出願)	商標 (マドプロ出願)
現地費用 (現地庁+ 現地代理人 費用)	約68.5万円	約20.5万円	約20万円
国内代理人 費用	約18.5万円	約10.5万円	約14万円
翻訳費用	約42.0万円	-	-
合計	約129万円	約31万円	約34万円
自己負担	約64.5万円	約15.5万円	約17万円

タイ

	特許	商標 (直接出願)
現地費用 (現地庁+ 現地代理人 費用)	約11万円	約9.5万円
国内代理人 費用	約20万円	約13.5万円
翻訳費用	約22万円	-
合計	約53万円	約23万円
自己負担	約26.5万円	約11.5万円

Ⅲ その他機関による助成制度

✓ JETRO

✓ 地方公共団体

地方公共団体 — 大阪府の例

(1)概要:

中小企業者等に対し、外国への特許出願および実用新案・意匠・商標・冒認対策商標出に要する経費の一部を補助金として交付する

(2)公募受付期間: 例年5月

(3)助成金額と補助率

補助率: 助成対象経費の2分の1以内で1企業あたり上限300万円(複数案件の場合)

案件ごとの上限額: 特許: 150万円／実用新案・意匠・商標: 60万円／冒認対策商標: 30万円

※予算の範囲内で配分するため、補助金額は上記金額より減額される可能性あり

※当事業に申請できるのは、1出願分類あたり2件、複数分類にわたる場合は最大3件まで

(4)補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

地方公共団体 — 大阪府の例

平成31年度の採択案件

No.	企業名	出願種別
1	株式会社 Be&Do	特許
2	CHEEEKY	商標
3	株式会社 mediVR	特許
4	PaylessGate 株式会社	特許
5	株式会社 SO-KEN	特許
6	Willow 株式会社	特許
7	有限会社アイエムエイ	特許
8	株式会社アイセイ	商標
9	株式会社伊勢藤	特許
10	エム・テック株式会社	特許
11	カルテック株式会社	特許
12	株式会社計数技研	特許
13	株式会社木幡計器製作所	特許

14	サムテック株式会社	特許
15	帝国イオン株式会社	特許
16	東英通商株式会社	特許
17	トーホー工業株式会社	特許
18	株式会社永木精機	特許
19	日榮新化株式会社	特許
20	株式会社ハスラック	意匠
21	株式会社パックプラス	特許
22	ファミリーイナダ株式会社	特許
23	有限会社藤川樹脂	特許
24	株式会社フジキン	特許
25	藤田金属株式会社	商標
26	マイクロ波化学株式会社	特許
27	株式会社山本金属製作所	特許

比較一覧表

	国内出願費用	国際出願費用	国内代理人費用	海外代理人費用
特許料等の 減免制度	○			
国際出願 促進交付金		○		
国際出願 手数料軽減措置		○		
JETRO		◎	△※1	○
地方公共団体 (大阪府の場合)		◎	△※1	○

※1...国際出願時に発生する国内代理人の手数料に限る

IV その他助成制度および参考情報

その他補助制度

- 模倣品対策費用を補助

海外での模倣品でお困りの方に、
模倣品被害調査・行政摘発にかかる費用の2/3を補助

- 海外での係争費用を補助

進出先現地企業から権利侵害を指摘された、冒認商標出願をされてしまったなど、
海外での知財係争対応にかかる費用の2/3を補助

- 知財保険の掛金を補助

海外で知財訴訟を提起された場合の訴訟費用を補償する保険の掛け金の1/2を補助

参考WEBサイトへのリンク

- [中小企業の皆様へ 知的財産権を事業に活かそう](#)
- [特許料等の減免措置における中小企業\(会社・個人事業主・組合・NPO法人\)の定義について](#)
- [2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度\(新減免制度\)について](#)
- [国際出願促進交付金の交付申請手続](#)
- [国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続\(2019年4月1日以降に国際出願をする場合\)](#)
- [地方自治体等による助成制度](#)
- [外国出願費用の助成\(中小企業等外国出願支援事業\)](#)
- [大阪府中小企業等外国出願支援事業のご案内](#)
- [新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続の取り扱いについて](#)

新型コロナウイルスに対する特許庁の対応

(1)指定期間について

方式審査等における特許庁長官による指令や通知類に対する手続きに関しては、指定期間が過ぎても、一定期間(目安として、期間延長請求可能期間+2月)が経過するまでは、期間延長請求がなくても有効な手続きとして認められます。

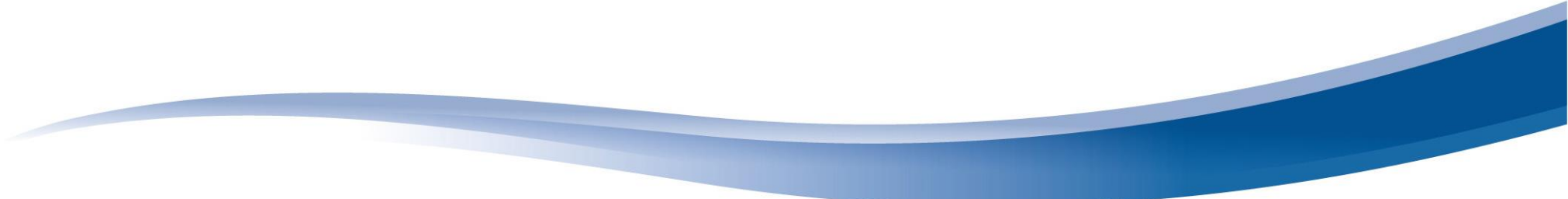
(2)法定期間について

<1> 14日以内に手続きすることで救済が認められる手続き

- (1)新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出
- (2)パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書の提出
- (3)特許出願の分割
- (4)実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
- (5)実用新案登録に基づく特許出願 など

<2> 2月以内に手続きすることで救済が認められる手続き

- (1)外国語書面出願の翻訳文の提出
- (2)出願審査の請求
- (3)特許料(登録料)及び割増特許料の追納 など



補助制度を活かした出願なら、
経験豊富な吉川国際特許事務所にお任せください！

吉川国際特許事務所

大阪本部：〒534-0024 大阪市都島区東野田町1-20-5大阪京橋ビル 4F

東京支部：〒105-0013 東京都浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル 2F

Tel: 06-6356-8885 (大阪) / 03-6775-9068 (東京)

Fax: 06-6356-8883 (大阪)

HP: <https://yoshikawa-pat.com/>

Mail: yoshikawa@e-patent.jp

Chatwork ID: yoshikawa-toshio
